

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

県及び市町景観計画に基づく届出制度について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県では、県景観計画を定め、平成 24 年 4 月 1 日から、西海市、長与町、時津町、川棚町、佐々町の区域内における大規模行為について、届出制度の運用を行っています。

これは、一定規模以上《県届出対象：別添パンフレット 2.「届出対象行為」（届出が必要な行為と規模参照）》の建築物（工作物）の建築（築造）等や開発行為等を届出対象行為とするものですが、同対象行為として、「建築物（工作物）の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」も規定しております。

この「色彩の変更」については、使用できる色彩をマンセル値（別紙参照）により規定しており、この規定を外れる色彩の使用は景観法違反となります。

色あせた状態から、新築時と同色の塗料で塗り直す場合にも「現状の色彩」からの外観の変更となるため、届出対象となります。

本届出制度への認識が未だ行き渡っていないため、この周知について長崎県土木部都市計画課長より要請がまいっておりますので、ご理解・ご配慮下さるようお願い申し上げます。

なお、上記市町の区域以外に、長崎市、佐世保市、島原市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町はそれぞれ景観計画を策定しており、県と基準は異なるものの同様の規制が行われていますので、それぞれの基準については、パンフレットにある問い合わせ先へお尋ね願いますことを申し添えます。